

住民監査請求に対する監査結果をお知らせします
(収集運搬業務委託に関する住民監査請求)

令和5年10月18日付けで提出された収集運搬業務委託に関する住民監査請求について、川崎市監査委員は、地方自治法第242条第5項の規定に基づき監査を実施し、その結果として、本件委託契約の締結又は履行に違法又は不当な点があるとはいえず、請求人の主張はいずれも理由がないとして、棄却となりましたので、次のとおり概要をお知らせします。

1 請求人

市民1名（宮前区在住）

2 請求内容

令和5年度収集運搬業務委託において、空き瓶等の収集運搬業務に係る委託契約で担当職員の指導により実質的な再委託となる車両の有償譲渡及び従業員の再雇用がなされたこと、また、ミックスペーパーの収集運搬業務に係る委託契約で不適切な委託料設定がなされたこと等から、市に損害が生じている等として、入札の公平性が損なわれることがないよう必要な審査機能を強化するなどの改善措置を求めるもの。

3 監査対象

環境局

4 経過

請求書受理日 令和5年10月18日（水）
監査結果公表日 令和5年12月13日（水）

5 監査結果

棄却

※本件住民監査請求の結果については、本日12月13日（水）から市ホームページ「川崎市の監査」－「監査の結果等」－「住民監査請求 結果一覧」
<https://www.city.kawasaki.jp/920/page/0000122163.html> に掲載しています。

【問合せ先】

○監査結果について

川崎市監査事務局行政監査課 藤村
電話 (044)200-3437

○関係課

川崎市環境局生活環境部収集計画課 宝田
電話 (044)200-2582